

予定納税

第2期分の納付をお忘れなく

税のたより

第336号

(令和2年11月1日)

編集兼発行

京都市上京区油小路通
元誓願寺下ル頭町490

公益社団法人 上京納税協会
上京納税貯蓄組合連合会

ご入会の手続き

上京納税協会の窓口にある「入会申込書」に記入していただくか、ホームページからご入会いただけます。会費は、法人・個人別に決められています。※詳しくは、窓口又はお電話でお尋ねください。

ご入会のお申込みはこちら

携帯電話、スマートフォンで下記のQRコード

または、左のURLへアクセスしてください。

<https://www.nk-net.co.jp/kyokai/nyukai/top/08201>



11月は所得税及び復興特別所得税の予定納税の第2期分の納付月です。納付額は6月中旬に税務署から送られてきた第1期分の通知書に記載されていますので、この金額を11月2日から11月30日の間に納めてください。

振替納税が便利です

納税に関しては振替納税を利用されますと、安全、便利、確実です。この場合、税金の納付書はあなたの指定した金融機関に送付され、期日になると、自動的に預金口座から引き落としされます。

個人事業税の第2期分もお忘れなく

個人事業税の第2期分は、納税通知書（第1期分の納税通知書に同封しています。）に記載されている期日までに、金融機関に納付してください。

延滞税にご注意！

納期限までに所得税及び復興特別所得税の予定納税額を納めないと、延滞税が課されます。延滞税の額は、納期限の翌日からその税額を完納する日までの日数に応じて、未納の税額に対して一定の率を乗じて算出した金額です。ただし、納期限の翌日から2か月間に限っては、この割合が軽減されることとなっています。

予定納税の減額申請は11月16日までに！

今年の申告納税見積額が、6月に通知されてきた予定納税基準額に比べて相当少なくなると見込まれる人で一定の条件に該当する人は、11月16日までに「予定納税額の減額申請書」を税務署に提出することにより、予定納税第2期分の減額を受けることができます。

早めに申告 早めに納税

マイナポイント事業が 実施されています

国の消費活性化策の一つとして、マイナンバーカードを活用した、マイナポイント事業が実施されています。

マイナポイント事業の概要

マイナポイント事業は、マイナンバーカードを利用して申込みを行い、選択したキャッシュレス決済サービス（QRコード決済、電子マネー、クレジットカード等）を利用すると、その利用額に応じたポイントを受け取るこ

とができる制度です。
付与されるポイントの額は、キャッシュレス決済サービスの利用額及びチャージ額の25%分（最大5000円分）です。例えば、1万円分のチャージ又は買い物をする2500円分のポイントが、2万円分ならば5000円分のポイントが付与されます。

ポイント付与の対象期間は、令和2年9月1日から令和3年3月31日です。

マイナポイントの申請手続

◆マイナンバーカードの取得

マイナポイントを受け取るには、まずマイナンバーカードを取得する必要があります。申請は、スマートフォン、パソコン、郵便等の方法で行います。申請後約1か月で、マイナンバーカードを受け取るための交付通知書が届きます。通知書に記載された交付窓口

◆マイナポイントの予約・申込み

マイナンバーカード取得後、マイナポイントの予約と申込みを行います。申込みの際に、ポイントを受け取るキャッシュレス決済サービスを選択します。

マイナポイントの予約と申込みは、マイナンバーカードの読取りに対応したスマートフォン・パソコン又はマイナポイント手続スポット（市区町村窓口、郵便局、コンビニ等）で行うことができます。手続の際には、マイナンバーカードに加えて、カードの取得時に設定した4桁の暗証番号、ポイントの受取りを希望するキャッシュレス決済サービスのIDとセキュリティコードが必要になります。

選択できる キャッシュレス決済サービス

マイナポイントを受け取るキャッシュレス決済サービスは、PayPay・d払い等のQRコード決済、ICOCA・WAOON等の電子マネー、三井住友カード等のクレジットカード等10種類以上の中から選択できます。

マイナポータル の活用で 年末調整・確定申告が 簡便になります

年末調整手続や所得税確定申告手続について、マイナポータル（※）を活用して、控除証明書等の必要書類のデータを一括取得し、各種申告書への自動入力を行うことが可能となります（マイナポータル連携）。年末調整手続、所得税確定申告手続は、この「マイナポータル連携」により概ね以下のように簡便化されます（従来どおりの手続も可能）。

（※）マイナポータルとは、政府が運営するオンラインサービスです。

マイナポータル連携による簡便化（注）年末調整手続は令和2年10月以降、所得税確定申告手続は令和3年1月以降に利用できるよう準備中です。

		現 状	簡便化後
年末調整 手続	従 業 員	控除証明書等	・ 書面（ハガキ等）で受取り ・ 必要な時期まで保管 （紛失した場合、再発行を依頼）
		控除申告書 （保険料控除申告書等）	・ 手作業で作成
	勤務先	・ 従業員から提出された控除証明書のチェック等 ・ 書類を保管	・ 検算等の作業が簡素化 ・ 書類の保管は不要（データで保存）
所得税 確定申告 手続	納 税 者	控除証明書等	・ 書面（ハガキ等）で受取り ・ 必要な時期まで保管 （紛失した場合、再発行を依頼）
		確定申告書	・ 手作業で作成

自筆証書遺言書保管制度が創設されました

法務局（遺言書保管所）が遺言書を保管する自筆証書遺言書保管制度が令和2年7月10日から開始されています。

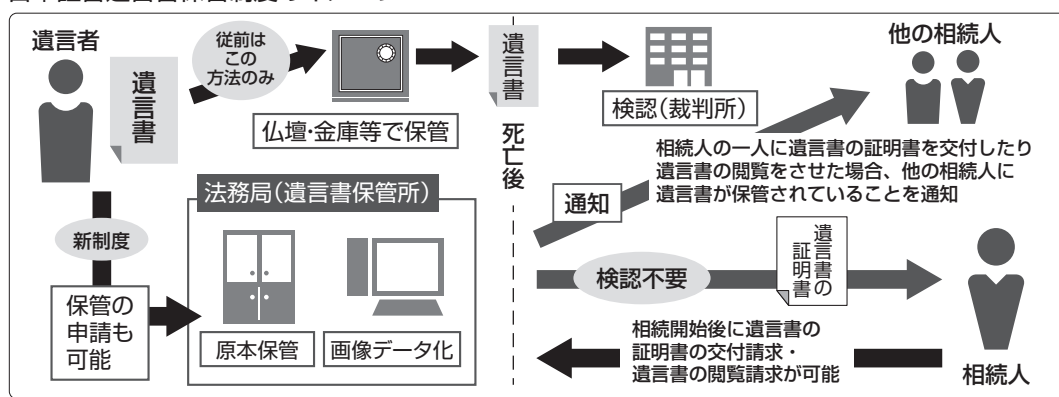
自筆証書遺言書保管制度の概要

自筆証書遺言書保管制度は、相続をめぐる紛争を防止する観点から、自筆証書遺言に係る遺言書を法務局（遺言書保管所）が預かるものです。預けられた遺言書の原本及びデータは、長期間適正に管理され、相続開始後、相続人等は遺言書の内容を確認するために、証明書の交付や遺言書の閲覧を請求できます。相続人等の1人が証明書の交付を受け、遺言書の閲覧をした場合には、その他すべての相続人等へ遺言書が保管されている旨が通知されます。また、この制度を利用して保管された遺言書は、家庭裁判所の検認が不要となっています。

自筆証書遺言は、自書さえできれば遺言者本人のみで作成でき、手軽なものとされていますが、遺言書の紛失や相続人等による隠匿、改ざんのおそれ

が指摘されてきました。自筆証書遺言のメリットは損なわず、問題点を解消するための方策として、本制度が導入されました。

自筆証書遺言書保管制度のイメージ



遺言者の手続

◆遺言書の保管の申請

遺言者が遺言書の保管を申請するには、まず所定の様式で遺言書を作成します。遺言書保管所は遺言書の作成に関する相談に対応していないため、遺言書の作成は遺言者自身で行う必要があります。

遺言書の作成後、保管の申請をする遺言書保管所を決めて申請書を作成します。保管の申請ができる遺言書保管所は、遺言者の住所地・本籍地・遺言者が所有する不動産の所在地のいずれかを管轄する遺言書保管所です。その後、インターネット・電話等で保管の申請の予約を行い、予約した日時に遺言者本人が必要書類を持参して遺言書保管所で保管を申請します。手続終了後、遺言書の保管番号等が記載された保管証が発行されます。

なお、遺言書保管所に遺言書を預けたことを相続人となりうる人に伝えておくと、相続開始後、相続人等がスムーズに手続を行うことができます。

◆遺言書の閲覧

遺言者は、請求によって遺言書保管所で保管されている遺言書の内容を確認できます。閲覧の方法には、モニタ

ーによる遺言書の画像等の閲覧と、遺言書の原本の閲覧があります。

◆遺言書の撤回

保管されている遺言書は、保管の申請の撤回によって、返還を受けることができます。なお、保管の申請の撤回は、遺言の効力とは関係がありません。

◆変更の届出

保管の申請時以降に氏名、住所等に変更が生じた場合は、その旨を届け出る必要があります。届出は、遺言書保管所のほか、郵送でも可能です。

相続人等の手続

◆証明書の請求

遺言者が亡くなった場合、相続人等は、自分を相続人や受遺者等とする遺言書の保管の有無や、保管されている遺言書の内容を証明する証明書を取得することが可能です。証明書は、遺言書保管所のほか郵送でも請求できます。

◆遺言書の閲覧

遺言者が亡くなった場合、相続人等は請求によって遺言書保管所で保管されている遺言書の内容を確認することができます。閲覧の方法には、モニターによる遺言書の画像等の閲覧と、遺言書の原本の閲覧があります。

決算の順序とチェックポイント

I 棚卸表の作成

- 商品や消耗品の種類、品質、型などの異なるごとにその数量を実地に棚卸し(※1)
- 棚卸資産をあらかじめ税務署に届け出ている方法で評価して棚卸高を計算(届け出していない場合は、最終仕入原価法で評価)(※2)

(※1) 棚卸しをしなければならない資産

- ① 商品など…商品、製品、半製品、仕掛品、原材料、副産物、仕損じ品、作業くずなど
- ② 消耗品など…まだ使用していない包装材料、ガソリン、事務用品などの消耗品や使用可能期間が1年未満か取得価額が10万円未満の工具、器具、備品などの減価償却資産

※ 通常の年に比べて特に増えていない消耗品などについては、棚卸しを省略しても差し支えありません。

II 帳簿の照合・点検

- 領収書との照合
- 買掛帳との照合
- 記入漏れ・ミス等の点検
- 売掛帳との照合
- 科目ごとの累計の計算

(※2) 棚卸資産の評価方法には原価法(6種類)と低価法があり、低価法は青色申告者のみ選択できます。

評価方法については、例えば、商品については最終仕入原価法、主要原材料は総平均法というように棚卸資産の区分ごとに方法を選定し、税務署へ届けておけば、その方法で評価することができます。

最も簡単な評価方法は最終仕入原価法で、次の算式によります。

$$\text{年末に一番近いところ} \times \frac{\text{年末棚卸資産}}{\text{で仕入れた仕入単価の数量}} = \text{年末棚卸高}$$

III 決算整理・青色申告の特典計算

- 減価償却費の計算
- 必要経費の整理
- 青色申告の特典計算(※3)
- 消費税等の経理処理
- 期間損益の点検
- 仕入金額の整理
- 売上金額の整理
- 収入金額の整理

(※3) 青色申告の特典

●青色申告特別控除

複式簿記の記帳者で期限内申告などの条件を満たせば最高55万円(注)を控除可能です。条件を満たしていない青色申告者は最高10万円の特別控除が受けられます。

●青色事業専従者給与の必要経費算入

●貸倒引当金の繰入れ

$$\left(\begin{array}{l} \text{年末の売掛金など} \\ \text{一括評価貸金の残高} \end{array} \right) \times 5.5\%$$

●退職給与引当金の繰入れ

●純損失の繰越し控除・繰戻し還付

●小規模事業者の所得計算の特例

IV 決算書の作成

- 決算チェック表などを作り、項目ごとに検算
- 比率分析により、売上金額や経費などを各種別に検算

(注) 電子申告又は電子帳簿保存を行う場合、最高65万円の控除となります。

経営に役立つ納税協会の

複式帳簿・簿記教室

納税協会では、正規の簿記の原則に対応した『使いやすく経営に役立つ複式帳簿』を発行しています。

この帳簿は、貸借対照表や損益計算書など、青色申告特別控除を受けるに当たって必要な帳簿、書類等を一冊にまとめています。

現在、青色申告特別控除額は最高55万円(又は65万円)となっております。正規の簿記による記帳は事業を営む方にとって大変メリットの大きいものになっていきます。

また、正規の簿記によって記帳し、申告書を作成することは、より正確な経営状態を把握することにつながり、必ず事業繁栄のお役に立ちます。納税協会では、この『使いやすく経営に役立つ複式帳簿』を利用した「簿記教室」も併せて開催しています。

複式帳簿及び簿記教室に関するお問い合わせは、納税協会まで!

(上京税務署提供)

令和2年分 年末調整等説明会「開催中止」のお知らせ

今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止及び参加される皆様の安全を考慮し、例年実施していました年末調整等説明会につきましては**開催を中止**することとしました。

ご不便をおかけいたしますが、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

なお、年末調整に関する各種情報については、国税庁ホームページに**年末調整がよくわかるページ** (<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index.htm>)

を作成していますので、ご不明な点等ございましたら、こちらのページをご覧ください。

また、年末調整に関する一般的なご相談は**電話相談センター**をご利用ください。

年末調整がよくわかるページはこちら

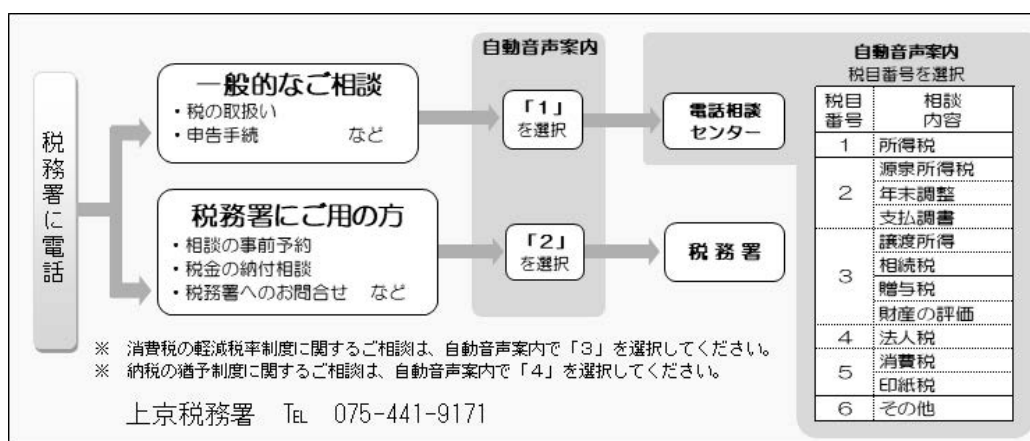


国税に関する一般的なご相談は 電話相談センターへ

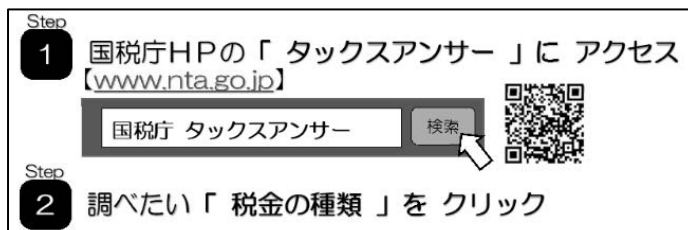
電話相談センターでは、税務に精通した**国税局の職員**がお答えします。

なお、電話での回答が困難な相談内容（具体的に書類や事実関係を確認する必要がある場合など）については、税務署において面接相談をお受けしております。

面接相談を希望される方は、税務署に**電話で相談日時を予約**してください。



また、よくある国税のご質問に対する一般的な回答は、**タックスアンサー**に掲載していますので、是非ご利用ください。



一人一人の納税が明るい未来を作ります

(上京税務署提供)

税務署窓口での納税は 9 時～16 時までにお願ひします








国税の納付は、キャッシュレス納付(ダイレクト納付・振替納税など)をご利用ください。

なお、金融機関・コンビニでも納付できます。

詳細は、国税庁ホームページ「国税の納付手続」をご覧ください。
<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu/01.htm> 右のコードからもアクセスできます。



令和 2 年 10 月 1 日に酒税の税率が変わりました

引上対象酒類	いわゆる「新ジャンル」	1ℓ 当たり 28円	缶1本(350ml) 当たり 9.8円の引上げ	
	果実酒 ※	1ℓ 当たり 10円	ボトル1本(750ml) 当たり 7.5円の引上げ	
引下対象酒類	ビール	1ℓ 当たり 20円	缶1本(350ml) 当たり 7円の引下げ	
	発泡酒 (麦芽比率 50%以上)	1ℓ 当たり 20円	缶1本(350ml) 当たり 7円の引下げ	
	発泡酒 (麦芽比率 25%以上 50%未満)	1ℓ 当たり 11円	缶1本(350ml) 当たり 3.85円の引下げ	
	その他の醸造酒 ※	1ℓ 当たり 20円	ビン1本(1,800ml) 当たり 36円の引下げ	
	清酒 ※	1ℓ 当たり 10円	ビン1本(1,800ml) 当たり 18円の引下げ	
	雑酒 ※ (みりん類似以外)	アルコール分 21度未満 アルコール分 21度以上	1ℓ 当たり 20円 1ℓ 当たり 1度につき1円加算	ビン1本(1,800ml) 当たり 36円の引下げ(20度の場合)

(注) ※の酒類は、「その他の発泡性酒類」に該当するものを除きます。

11月11日から11月17日は「税を考える週間」です

今年のテーマは「くらしを支える税」です。詳しくは、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)をご覧ください。

なお、「税を考える週間」の行事の一環として、京都府内の小学校6年生を対象に、「ハロートックスクイズ 2020」を実施します。クイズの全問正解者には景品(文房具等)を贈呈します。

※ 応募用紙については、10月下旬から順次、各小学校に配付しております。

【主催】京都府租税教育推進連絡協議会、京都府内各地区租税教育推進協議会

【後援】近畿税理士会京都府支部連合会、京都府内各納税協会

京都府納税貯蓄組合総連合会

確かな納税 確かな未来



京都府からの ■スマートフォン・タブレット端末を使った お知らせ キャッシュレス納付について

注意事項(ご利用の前に、必ずお読みください。)

- 領収証書の発行、納税証明書の郵送は行いません。
- クレジットカードの場合は、府税の窓口での納税証明書の発行に2~3週間かかります。
- 納付後すぐに納税証明書が必要な場合は、金融機関、府税事務所・広域振興局等の窓口やコンビニエンスストアで、現金でご納付ください。
- 金融機関、コンビニエンスストアや府税事務所の窓口等でのクレジットカード、ネットバンキング、スマートフォンアプリによる納付はできません。
- 納付手続完了後に納付を取り消すことはできません。
- 納付できるのは、税額が30万円以下の納付書に限ります。(au PAYは25万円以下の納付書に限ります。)
- 納付書1枚ごとの手続となります。口座振替のように一度の手続で次回(来年度)以降の府税を引き落とすものではありません。

●クレジットカード・ネットバンキング ご用意いただくもの



コンビニ収納用バーコードが
印字された納付書



上記ロゴのあるクレジットカード



ネットバンキング
対応の銀行口座

※ネットバンキング対応の金融機関については、
以下のURLよりご確認ください。
https://ssl.f-regi.com/payeasy/bank_list.cgi

納付可能期間

- 納税通知書(納付書)に記載されている「**コンビニ取扱期限**」までです。
※期限当日の23:30までに納付手続を完了していただく必要があります。

システム利用料(手数料)について

- 税額の外に1件につき、次のシステム利用料(手数料)がかかります。
- クレジットカード決済

納付金額	システム利用料(税抜)
1円 ~ 10,000円	100円
10,001円 ~ 20,000円	200円
20,001円 ~ 30,000円	300円
30,001円 ~ 40,000円	400円
40,001円 ~ 50,000円	500円

以降納付金額が10,000円増えるごとに、100円(税抜)加算されます

納付方法

- 納税通知書(納付書)とクレジットカードをお手元に用意し、カメラ機能のあるスマートフォン・タブレット端末から**京都府税納付サイトにアクセスしてください。**

▼検索エンジンからアクセス

京都府税 クレジット

QRコードでアクセス ▶

QRコードを読み取り
アクセスしてください



●ネットバンキング決済

納付件数	システム利用料(税抜)
1件	100円

定額となり、納付金額によりシステム利用料は変わりません

※システム利用料は、京都府の収入ではありません。
※理由にかかわらずシステム利用料はお返しできません。

●スマートフォンアプリを利用した納付

※システム利用料(手数料)はかかりません。

ご利用いただける3種類のアプリ...LINE Pay 請求書支払い、PayPay請求書払い、au PAY(請求書支払い)

LINE Pay 請求書支払い

PayPay

au PAY

※LINE Payはタブレットからはご利用になれません。

納付可能期間

納税通知書(納付書)に記載されている「**コンビニ取扱期限**」までです。
※期限当日の23:30までに納付手続を完了していただく必要があります。

納付方法

- コンビニ収納用バーコードが印字された納税通知書(納付書)をお手元に用意し、**利用するアプリをスマートフォンにインストールし、残高をチャージした上でご利用ください。**納付方法については、京都府ホームページをご覧ください。

- 京都府ホームページアクセス方法
▼検索エンジンからアクセス

京都府税 アプリ

QRコードでアクセス ▶
QRコードを読み取り、
アクセスしてください。



京都府・京都市からのお知らせ

事業主のみなさまへ 個人住民税の特別徴収の実施をお願いします

京都府と京都府内の全ての市町村は、平成30年度から、原則として全ての事業者を特別徴収義務者に指定し、個人住民税の特別徴収を徹底しています。

また、大阪府、兵庫県、和歌山県及び各府県内市町村においても、平成30年度から同様の取組を実施しており、先行して取組を実施していた滋賀県、奈良県を含め近畿全ての府県と市町村が、個人住民税の特別徴収の徹底に向けた取組を進めています。

■個人住民税の特別徴収とは

従業員の方の個人住民税（市町村民税・府民税）を事業主の方が毎月の給与のお支払の際に、所得税と同様に給与から差し引いて徴収（特別徴収）し、市町村へ納入していただく制度です。

地方税法第321条の4及び各市町村の税条例の規定により、給与を支払う事業者は、原則として全て特別徴収義務者として個人住民税を特別徴収していただくことになっています。

■特別徴収の事務

所得税の源泉徴収と異なり、給与から差し引く額は従業員の方がお住まいの市町村から通知されます。したがって所得税のような税額計算や年末調整は不要です。

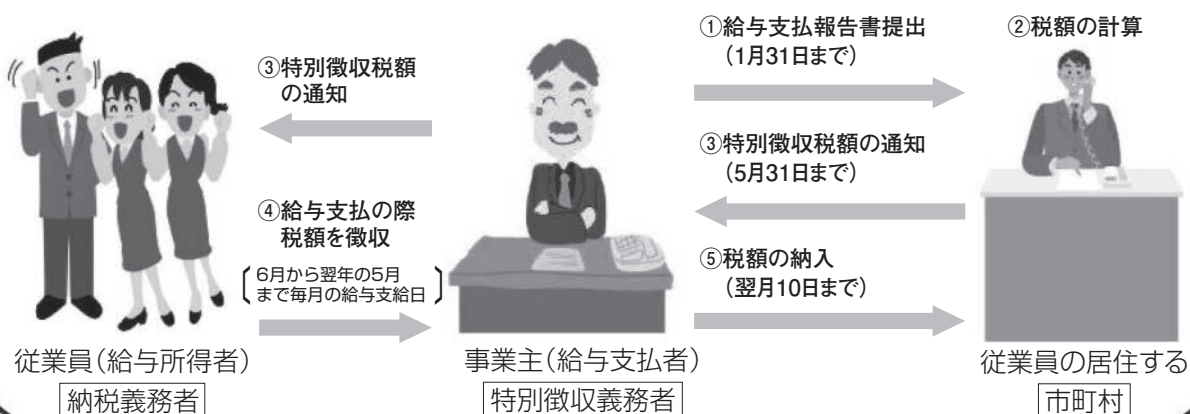
■特別徴収のメリット

これまで納付書により年4回納めていた従業員の方については、

- ・金融機関等へ納税のために出向く手間を省くことができ、納め忘れがなくなる。
- ・年12回に分けて納付されるので、1回当たりの負担額が少なくて済む。

など、便利な制度です。

特別徴収の方法による納税のしくみ



問合せ先

京都府 税務課 課税・電算担当
京都市 市税事務所 法人税務担当

075-414-4433
075-213-5246

納税協会会員の
みなさまへ

納税協会の経営者大型総合保障制度 企業保障プラン

Lタイプα [無配当歳満期定期保険
(解約払戻金抑制割合指定型)]

納税協会の経営者大型総合保障制度
広げよう
納税協会の輪

ポイント1 安心の長期保障

経営者が万一の際に、残されたご家族に支給するための死亡退職金・弔慰金の財源を確保できます。また、企業防衛に必要な「運転資金」「借入金返済資金」などにも保険金が役立ちます。

ポイント2 柔軟な保障コスト(保険料)

「保険金額」「保険期間」の設定に加え、解約払戻金抑制割合を指定することで、「保険料・解約払戻金のバランス」を自在に設計することができます。

ポイント3 長期安定的な解約払戻金

解約払戻金を「経営安定資金」や「退職金原資」など幅広い用途に活用可能です。高い解約返戻率が長くつづため、勇退時期が予定より前後にずれても安心です。

※解約払戻金は保険期間の経過に応じて一定期間は増加しますが、保険期間の満了が近づくと減少し、満了時には0になります。また、解約払戻金はほとんどの場合、払込総保険料を下回ります。

※解約払戻金・保険料は、契約時に指定する解約払戻金抑制割合(0~100%)に応じて決定されます。100%に指定した場合、解約払戻金はゼロとなり、保険料は最も安くなります。0%に指定した場合、解約払戻金・保険料ともに最も高くなります。解約払戻金抑制割合は契約時のみ指定可能で、保険期間中に変更することはできません。

※この保険には満期保険金・配当金はありません。

◎この資料は、2019年8月現在の商品内容・税制に基づいて記載しており、将来変更となることがあります。

◎この制度は、納税協会会員向けの制度です。ご加入後に納税協会を退会された場合は、保険料の引き上げ等のお取扱いとなることがあります。

◎ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

引受保険会社 **DAIDO** 大同生命保険株式会社

京都支社/
京都府京都市中京区烏丸通三条下ル饅頭屋町595-3(大同生命京都ビル4F)
TEL 075-231-5341

F-2019-1003(2019年8月7日)

アフラックの
「がん保険」は
2018年4月から
「納税協会の福祉制度」
に導入されました。

あなたの一生に寄りそう
保険会社として、約束します。
お客様ひとりひとりが創る、
自分らしく充実した人生。
アフラックは、
そのお手伝いをする存在で
あり続けます。



(引受保険会社)

アフラック

納税協会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505

※今後の対応は担当の
募集代理店が行います。

「生きる」を創る。

Aflac

考えてみよう 身近な税を

AIG



AIG損保

納税協会のビジネスガード
Business Guard Series

会員企業をサポートする、AIG損保のリスクソリューション

納税協会の ハイパーメディカル

会社で入る医療補償

業務災害総合保険
疾病入院医療費用保険金・
疾病入院医療保険金 等セット



納税協会の ハイパー任意労災

政府労災の上乗せ補償

業務災害総合保険
地震・噴火・津波危険補償特約 等セット

充実の福祉制度サービス※

- 電話相談サービス(24時間電話健康相談・介護相談ホットライン)
- メンタルケアカウンセリングサービス
- セカンドオピニオンアレンジサービス
- 生活習慣病サポートサービス

※本サービスは AIG 損害保険株式会社がティーバック株式会社に委託してご提供します。ご契約の内容により、ご利用可能なサービスが異なりますので、お問い合わせください。

この広告は保険の概要をご説明したものです。

AIG損害保険株式会社

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20
03-6848-8500
午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)
<http://www.aig.co.jp/sonpo>



お問い合わせ・お申し込みは

京都支店

〒600-8372
京都市下京区五条通大宮南門前町480
TEL.075-371-2111 FAX.075-341-4380
午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

(B-152292 2020-01)